

【表紙】
【提出書類】 臨時報告書
【提出先】 関東財務局長
【提出日】 平成25年2月13日
【会社名】 NEC ネットエスアイ株式会社
【英訳名】 NEC Networks & System Integration Corporation
【代表者の役職氏名】 代表取締役執行役員社長 和田 雅夫
【本店の所在の場所】 東京都文京区後楽二丁目6番1号
【電話番号】 03(6699)7000(代表)
【事務連絡者氏名】 執行役員 兼 企画部長 佐藤 博
【最寄りの連絡場所】 東京都文京区後楽二丁目6番1号
【電話番号】 03(6699)7000(代表)
【事務連絡者氏名】 執行役員 兼 企画部長 佐藤 博
【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社は、平成25年2月13日開催の取締役会において、平成25年4月1日を効力発生日として、当社がNECモバイルリング株式会社（以下、「NECモバイルリング」という。）の移動通信基地局に関するエリア調査/設計・最適化、設置工事・試験及び保守等のシステムエンジニアリング事業（以下、「対象事業」という。）を吸収分割（以下、「本分割」という。）により承継する吸収分割契約の承認を決議しましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第7号の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該吸収分割の相手会社に関する事項

商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	NECモバイルリング株式会社
本店の所在地	東京都千代田区霞が関三丁目2番5号
代表者の氏名	代表取締役社長 山崎 耕司
資本金の額	2,371百万円（平成24年3月31日現在）
純資産の額（連結）	42,590百万円（平成24年3月31日現在）
純資産の額（単独）	42,909百万円（平成24年3月31日現在）
総資産の額（連結）	77,676百万円（平成24年3月31日現在）
総資産の額（単独）	78,690百万円（平成24年3月31日現在）
事業の内容	携帯電話の販売代理店(ショップ運営) 携帯電話関連商品等の販売 携帯電話の故障解析、修理・保守サービス 移動通信基地局に関するエリア調査/設計・最適化、設置工事・試験及び保守等のシステムエンジニアリング事業 法人向け携帯端末・ソリューションの提供

最近3年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び純利益

(連結)

決算期	平成22年3月期	平成23年3月期	平成24年3月期
売上高（百万円）	(注)117,587	125,620	126,084
営業利益（百万円）	(注)8,119	9,608	10,438
経常利益（百万円）	(注)8,224	9,816	10,613
当期純利益（百万円）	(注)4,605	5,496	4,888

(注) NECモバイルリングは、平成22年3月期は連結初年度であり、また、連結子会社のみなし取得日を連結会計年度末日としていることから、平成22年3月期においては貸借対照表のみを連結しております。このため、損益計算書項目については、単体の業績を記載しております。

(単体)

決算期	平成22年3月期	平成23年3月期	平成24年3月期
売上高（百万円）	117,587	120,844	122,015
営業利益（百万円）	8,119	9,474	10,283
経常利益（百万円）	8,224	9,751	10,562
当期純利益（百万円）	4,605	5,602	5,101

大株主の名称及び発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合

大株主の名称	発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合
日本電気株式会社	51.00%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	4.47%
株式会社光通信	3.80%
MELLONBANK, N. A. TREATY CLIENT OMNIBUS	3.51%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	3.27%

提出会社との間の資本関係、人的関係及び取引関係

資本関係	該当ありません。
人的関係	該当ありません。
取引関係	当事会社間には、特筆すべき取引関係はありません。

(2) 当該吸収分割の目的

NECモバイルリングは、携帯電話事業者の大手一次代理店として携帯電話販売店網を全国に展開し、また、携帯電話の修理などのソリューション事業も提供しています。今後、顧客接点となる販売店網を拡大し、携帯電話/スマートフォンとその周辺商材に加え、サポート・サービス領域まで含めてお客さま満足を提供することで企業価値

値を向上することを目指しています。

対象事業については、1980年代にページャ無線呼出し装置の基地局建設業務を開始し、アナログ/デジタル移動通信システム、さらには第3世代から第4世代のLTE (Long Term Evolution) システムへと、移動通信技術の飛躍的な進化とともに発展してまいりました。現在は、特にエリア調査/設計・最適化などの上流工程、及び保守サービスに強みを持ったトータルソリューションを提供しており、N E C モバイリングの連結売上高の約5%を占めております。

一方、当社は、明日のコミュニケーションをデザインする会社として、企業、通信事業者、官公庁/社会インフラ事業者といった幅広い顧客に対し、ネットワークをコアとしたICT (情報通信技術) システムのコンサルティング、システム構築、施工から保守、運用、アウトソーシングに至るトータル・サービスを提供しております。

現在、通信事業者は、スマートフォンの急激な普及に伴う通信量の増加への対応や、LTEシステムの導入などネットワーク強化に力を入れており、当社は、この動きに対し、移動通信基地局の設置から基幹ネットワークの設計・システム構築、保守・運用まで、全てのネットワーク領域において積極的に対応し、事業拡大を図っております。

対象事業は、スマートフォンの急速な普及と高速通信ネットワークの発展に加え通信事業者間の競争により、高い市場成長が見込まれる一方で、この分野に特化した企業との競争が激化しており、今後の成長・発展のためには、高い技術力に加えてスケールメリットを持った事業展開が必要と考えられます。N E C モバイリングは、自社の資源でこれを拡大するよりは、エリア調査・最適化など上流工程のエンジニアリングに関する自社の強みを活かして相互に補完できる企業との事業統合を行い、携帯電話の販売及び修理事業に経営資源を集中させることがN E C モバイリングにとって有益であると判断いたしました。一方、当社は、移動通信基地局関連事業においては、特に施工に強みを持っており、事業統合により基地局関連事業分野に係る人材、技術、ノウハウを集約し、バリューチェーンを補強することで、移動通信基地局から基幹ネットワークに至る全てのネットワークに対する一貫通貫のサービス提供力を強化し、更なる事業拡大が可能と判断いたしました。これらのことから、両社で対象事業の統合について協議を行った結果、今回の吸収分割契約締結に至ったものです。

(3) 当該吸収分割の方法、吸収分割に係る割当ての内容その他の吸収分割契約の内容

吸収分割の方法

N E C モバイリングを吸収分割会社とし、当社を吸収分割承継会社とする吸収分割です。

吸収分割に係る割当ての内容

本分割に際して、吸収分割承継会社である当社は、吸収分割会社であるN E C モバイリングに対して、本会社分割の対価として現金22億円を交付します。本対価については、平成25年3月31日の承継する権利義務に含まれるたな卸資産残高及び固定資産残高の合計額により、調整される可能性があります。

なお、当社からN E C モバイリングに対する株式割当てはありません。

その他の吸収分割契約の内容

1) 本分割の日程

吸収分割契約承認取締役会 平成25年2月13日

吸収分割契約締結日 平成25年2月13日

吸収分割の効力発生日 平成25年4月1日

なお、吸収分割承継会社である当社は会社法第796条第3項に定める簡易吸収分割の規定により、吸収分割会社であるN E C モバイリングは会社法第784条第3項に定める簡易吸収分割の規定により、両社とも株主総会による承認の手続きを経ずに本分割を行う予定です。

2) 本分割により増減する資本金

当社及びN E C モバイリングにおいて、本分割による資本金の増減はありません。

3) 承継会社が承継する権利義務

吸収分割承継会社である当社は、効力発生日において、吸収分割会社であるN E C モバイリングとの間で締結した吸収分割契約に基づき、対象事業を遂行する上で必要と判断される資産、負債、契約その他の権利義務を承継します。

本分割において当社は雇用契約を承継しませんが、効力発生日以降、N E C モバイリングから対象事業に従事する従業員の出向を受け入れ、その後、転籍となる予定です。

4) 債務履行の見込み

当社及びN E C モバイリングは、本分割の効力発生日以降に弁済期が到来するそれぞれの債務につき、履行の确实性に問題がないものと判断しております。

(4) 吸収分割に係る割当ての内容の算定根拠

算定の基礎

本分割により分割される対象事業の価値算定にあたって公正性・妥当性を確保するための手続きの一環として、当社は笠原公認会計士事務所を、N E C モバイリングは大和証券株式会社 (以下、「大和証券」という。) を、それぞれの第三者算定機関として選定し、対象事業の価値算定を依頼しました。当社は笠原公認会計士事務所から、N E C モバイリングは大和証券から、それぞれ事業価値算定書を取得しております。

笠原公認会計士事務所は、将来の事業活動において獲得することが見込まれるキャッシュ・フローを算定に反映させるためにディスカунテッド・キャッシュ・フロー法 (以下、「DCF法」という。) 及び対象事業と事業内容、事業規模等の観点から類似する複数の公開会社を選定し、当該類似会社の市場株価等と利益、キャッシュ・フロー等の比準項目との相関値を対象事業の比準項目に対応させることにより事業価値を分析

する類似会社比準方式を本分割の対価を算定するにあたって妥当な算定方式として採用して対象事業の価値算定を行いました。なお、笠原公認会計士事務所がDCF法及び類似会社比準方式による算定において前提とした対象事業の将来の利益計画は、大幅な増減益を見込んでおらず、一般管理費等については効率化を見込んでおります。

上記各手法において分析された対象事業の事業価値の範囲は以下のとおりです。

採用手法	対象事業の価値評価レンジ
DCF法	1,814～2,710百万円
類似会社比準方式	1,381～2,619百万円

大和証券は、対象事業の価値について、財務状況、資産の状況、将来の見通し等について検討を行った上でDCF法を採用し、以下の算定結果をNECモバイリングに提出いたしました。なお、大和証券がDCF法による算定において前提とした対象事業の将来の利益計画は、大幅な増減益を見込んでおらず、対象事業にかかる一般管理費については、現状ベースを見込んでおります。

採用手法	対象事業の価値評価レンジ
DCF法	1,312～2,286百万円

算定の経緯

上記に記載のとおり、当社は笠原公認会計士事務所、NECモバイリングは大和証券に、それぞれ対象事業についての価値算定を依頼し、当該第三者算定機関による算定結果を参考に、対象事業の財務状況、資産の状況、将来の見通し等の要因、さらには当社においてのれん償却に係る税効果メリットが見込まれることなどを総合的に勘案し、両社で対象事業の価値に関する見解について真摯に意見交換を実施し慎重に協議を重ねました。その結果、両社は本分割の対価として交付される現金の金額は上記(3)の金額が妥当であり、両社の株主の利益に資すると判断し、合意に至りました。

算定機関との関係

笠原公認会計士事務所及び大和証券は、いずれも当社及びNECモバイリングの関連当事者に該当せず、本分割に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

- (5) 当該吸収分割後の吸収分割承継会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	NEC ネットエスアイ株式会社
本店の所在地	東京都文京区後楽二丁目6番1号
代表者の氏名	代表取締役執行役員社長 和田 雅夫
資本金の額	13,122百万円
純資産の額	現時点では確定しておりません。
総資産の額	現時点では確定しておりません。
事業の内容	ネットワークをコアとするICTシステムに関する企画・コンサルティングや設計・構築などの提供、及び国内300ヶ所以上のサポートサービス拠点による24時間365日対応の保守・運用、監視サービス並びにアウトソーシングサービスの提供

以上